

埼玉整復師会 情報

平成 27 年 8 月 26 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

《総務部》 理事会「会議メモ」等報告

①平成 27 年 6 月 26 日 (金) 第 3 回理事会

第 1 号議案 新入会者承認の件について

草加八潮支部：金 哲会員 1 名承認

第 2 号議案 支部顧問医契約について 可決承認

支部顧問医については、定款・諸規定等の定がないため、定めなきものは理事会において審議決定していくことで別に契約書を取り交わす必要はないと専門家から指導を頂き、支部顧問医の任期は、委嘱した会長の在任期間とすることで理事会に上程し審議決定された。因みに支部顧問医は現在 17 名

②平成 27 年 8 月 17 日 (月) 定款第 34 条に基づき、理事書面決議により、新入会者東松山支部：杉沢 明子会員が可決承認

③平成 27 年 7 月 24 日 (金) 常務理事連絡協議会開催

内容 27 年度公益目的事業について

④平成 27 年 8 月 2 日 (日) 第 1 回支部長会開催

議題 会務運営について

⑤平成 27 年 8 月 18 日 (火) 常務理事連絡協議会開催

内容 保険者からの返戻内容における今後の対応の取り組みについて

○協定違反に対する処置について

本会会員が地方公務員共済組合法の規定に基づく義務に違反し、受領委任の取扱いについて平成 27 年 7 月 1 日から 2 年間で中止する旨本人に通告されております。

受領委任の取扱いの中止に至った主な理由

(1) 不正事項

- ・ 施術の事実がないにもかかわらず、施術したものとしてメモ帳に不実記載し、柔道整復施術療養費を不正に請求していた。
- ・ 施術の事実がある者について、実際の施術日以外に施術したものとして、施術日数を付け増してメモ帳に不実記載し、柔道整復施術療養費を不正に請求していた。

(2) 不当事項

- ・ 施術録の記録がないにもかかわらず、柔道整復施術療養費を不当に請求していた。

※施術の架空・水増し等はあってはならないことであり、犯罪行為となります。また、このような適正に欠ける行為が一部に見受けられたことにより、柔道整復師全体に対し保険者等から、より一層な厳しい目が向けられます。

★4月27日 財務省財政制度等審議会財政制度分科会において、柔道整復師に係る給付の見直しが検討された。(分科会の財務省提出資料 抜粋)

保険給付範囲の見直し

●柔道整復師に係る給付のあり方の見直しについて

- ・ 部位数・施術回数・施術期間について、料金の包括化、長期・頻回に関する給付率引き下げ
- ・ 支給対象の見直し
- ・ 受領委任払いが実施可能な施術所の限定
- ・ 不適切事例への調査・監査の強化

★7月11日に大阪市内で、柔道整復師の療養費取扱の適正化に向け、国内の約80の保険者や医師が集まって、「第1回療養費適正化勉強会」が開催された。

2015年7月14日池田宏之 (m3.com編集部)

保険者間の連携がないことや、公的医療保険の保険者の場合、異動などでノウハウが蓄積されないことから、保険者が集まって、事例共有や医学的知識を学んで、適正化に向けて動くことが狙い。参加者からは後期高齢者広域連合について、柔道整復師から「審査が甘く広域連合はドル箱」などと言われた経験が紹介され、不正請求の摘発や報道発表など活用して「なめられない保険者に」との声が出た。参加した医師は適正な支給に向けて、柔道整復師の施術は、応急手当を除くと「捻挫と打撲」に限定される点などが紹介された。

《保険部》

○最近の保険者による返戻事例 (27. 1~6月の半年間の返戻総件数5, 175件)

- ・ 施術部位の不一致 (返戻件数 822 件全体の 15. 9%)
- ・ 骨折の同意があるが、医科レセプトとの突合の結果、医師は骨折と診断していない。
- ・ 医師との重複受診で慢性疾患。(返戻件数 118 件全体の 2. 3%)
- ・ 代理人委任欄に署名してないことが分かり、委任不成立のため白紙委任として不支給。
- ・ 代理人委任欄の署名を月初めに白紙の申請書に署名したことにより返戻。

※日整保険部において厚生労働省と交渉中

- ・ 患者負担分と領収証が合致するものが提出されないと、適正と判断されないため返戻。
- ・ 資格喪失後の受診による返戻。(返戻件数 858 件全体の 15. 6%)
- ・ 患者照会にて回答がない場合下記理由により、支払の遅延、中止または不支給となります。

この照会は健康保険法第 59 条及び第 121 条の規程に基づいて行うものです。

【健康保険法第 59 条の要旨】

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、または該当職員に質問若しくは診断をさせることができる。

【健康保険法第 121 条】

保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 59 条の規程による命令に従わず、また答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部または一部を行わないことができる。

「解釈と運用」

①正当な理由なし

正当な理由の有無は保険者において決定する。

②保険給付の全部または一部を行わないことができる

保険者が、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、または当該職員に質問若しくは診断をさせることにより、実情を明確に把握した上で給付しようとするその保険給付にという意味である。

※ 返戻された申請書の約 3 割が再請求の手続きをしておりません。保険者からみたら、返戻に対して何らの回答もされない場合は不適正な請求をしていると解釈されます。必ず適正な回答をし再請求の手続きをすること。

行事予定

○顧問医相談日・県民相談日

☆日時 9/9・30 (水) 午後 1 時～

○保険業務講習会 27.10.18(日)午前 10 時～ 市民会館おおみや

終了後機能訓練指導者フォローアップ講習会開催

○学術講演会・研修会 27. 11. 8 (日)

○日整学会関東大会 28. 3. 13 (日) 栃木県担当